

自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（父と成年者の子）について、除染のため屋敷林を伐採したことにつきその伐採費用及び材木に係る財物損害が賠償されるとともに、原発事故前は同居していたが避難により介護施設への入居を余儀なくされた申立人父の平成26年2月までの介護施設居住費が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金322万3880円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受及びその返還

申立人らは、被申立人に対し、本和解成立から2週間以内に、申立人らが支出した別紙記載の除染費用を裏付ける領収書原本を被申立人代理人弁護士A（住所：東京都〇〇区〇〇）あてに郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は、申立人らの負担とする。

5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、別紙記載の除染費用（ただし、別紙記載の期間及び金額に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが別紙記載の除染費用について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

7 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立

人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月5日

平成〇〇年(東)第〇号

(別紙)

損害項目		期 間	和解金額
避難費用	介護施設家賃	23.8~26.2	1,675,000
除染費用	伐採代	25.11.2, 26.4.30	945,000
	作業代	25.7.17	103,880
財物賠償	囲い林 (材木相当分)		500,000
和解金合計			3,223,880